

## 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のお知らせ

～被保険者の医療費負担を軽減するため、次の2点が見直されました。～

●75歳になる月の自己負担限度額が調整されます。

月の途中で75歳になって長寿医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合は、移る直前に加入していた医療保険制度と長寿医療制度のそれぞれで自己負担限度額までを支払うことになり、最高で限度額の2倍の金額を支払う方がいました。

平成21年1月からは下図の例のように、月の途中で75歳になった方は、誕生日前後の医療保険制度で限度額が半額ずつになります（1日生まれの方は、影響がないため対象外です。）。

限度額を超える額を支払った場合は、超えた額を支給します（対象者には、お知らせします。）。

なお、平成20年4月から同年12月までに、月の途中で75歳になった方も対象になります。

【図】自己負担限度額が半額になる例（入院で医療費が高額になった例）

◆Aさん74歳単身者（2月生まれ）で区分「一般」の場合

	1月	2月	3月
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
長寿医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合計	1月：44,400円 (国保・被用者保険44,400円)	2月：44,400円 (国保・被用者保険22,200円、 長寿医療制度22,200円)	3月：44,400円 (長寿医療制度44,400円)

◆Bさん75歳・Cさん74歳（2月生まれ）で区分が「一般」の場合

	1月		2月		3月	
	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん	Bさん	Cさん
国民健康保険 被用者保険		自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円			
長寿医療制度	自己負担限度額 44,400円		自己負担限度額 44,400円*		自己負担限度額 44,400円	
合計	1月：88,800円 (国保・被用者保険44,400円、 長寿医療制度44,400円)		2月：66,600円 (国保・被用者保険22,200円、 長寿医療制度44,400円)		3月：44,400円 (長寿医療制度44,400円)	

※ 同じ世帯における長寿医療制度の加入者分を合算できるため、自己負担限度額は44,400円になります。

- \* 外来の場合も同様に半額になります。
- \* 「現役並み所得者」「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の区分の方も同様に半額になります。
- \* 被用者保険の自己負担限度額が上図の金額と異なる場合は、加入先にご確認ください。

●1月から窓口負担割合が変更になる方がいます。

医療機関での窓口負担の割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる方は、平成21年1月から1割負担になります。

該当すると思われる方には、個別にお知らせをお送りしています。

【要件】次のすべてに当てはまる方です（3割負担の方全員が該当するわけではありません。）。

- ① 同じ世帯内に、長寿医療制度の被保険者が一人である。
- ② 同じ世帯内に、70歳～74歳の方が住んでいる。
- ③ 上記①と②の方の収入※1の合計額が520万円未満である。

※1収入とは、前年（平成19年）の所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く。）であり、必要経費（公的年金等控除や給与所得控除など）や所得控除を差し引く前の額です。

●「年金差し引き」か「口座振替」を選択できます。

長寿医療制度の保険料を年金差し引きで納めている方またはこれから年金差し引きになる方は、2月27日までに申し出をすることで、平成21年6月分の年金からの差し引きが中止され、平成21年8月から口座振替に切り替えることができます。

その後も随時受け付けておりますが、年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。詳細につきましては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先	和寒町役場 住民課保険医療係	電話32-2421（内線112）
	北海道後期高齢者医療広域連合	電話011-290-5601